

## 防災マップを作成しました

町では、財団法人自治総合センターの「ふるさと消防団活性化助成事業」を活用し、防災マップを作成しました。この助成事業は、宝くじの普及広報を目的に、消防団事業に対して宝くじの益金の一部を助成する事業です。

今回作成した小野町防災マップは、町内全域の土砂災害危険区域と中心市街地の浸水想定区域を対象としており、避難時の心得や日ごろの備えなども記載してあります。

小野町は「災害に強い地域」と思っている方が多いかもしれませんが「災害は、忘れた頃にやってくる」という言葉があります。消防団員は火災が発生した時だけでなく、水害などの自然災害が発生した時にも、第一線に立つて皆さんの生命や財産を守る活動をしています。

「備えあれば憂いなし」という言葉のように、日ごろから危険な場所を把握して、災害に備えることが重要です。また、様々な災害時に皆さんを守る消防団の活動に、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 町民生活課

72 6933



## 平成18年度自衛官募集

### 一般・技術幹部候補生

募集科目	資格	受付期間	試験期日
陸上自衛隊	20歳以上26歳未満の者（平成19年4月1日現在の年齢）	4月1日（土）～ 5月12日（金）	第1次試験 5月20日（土）
海上自衛隊			
航空自衛隊			

※詳しくは、自衛隊福島地方連絡部郡山募集事務所（☎024-932-1424）

## 指定管理者に指定

町では、次の施設について4月1日より社会福祉法人小野町社会福祉協議会を指定管理者として指定しました。

### 指定施設

- 小野町老人デイサービスセンター
- 小野町在宅介護支援センター

指定期間  
平成18年4月1日～  
平成21年3月31日

## 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度を導入

食品衛生法の改正により、平成18年5月29日から、農畜水産物に使用されている農薬、飼料添加物、動物医薬品についてポジティブリスト制度が導入され、新たな残留基準や一律基準が設定されます。

ポジティブリスト制度とは、日本を含め世界中で使用されている約800種類の農薬等について残留基準値が設定されるとともに、当該基準値が設定されていない農薬等が一定量（0.01ppm）を超えて残留する食品（加工食品を含む。）の流通

指定管理者とは、地方公共団体に代わって公共施設の管理運営業務全般にわたってを行う者をいいます。これは、平成15年6月の地方自治法の改正（9月施行）によりできた新しい制度によるものです。

これまで公共施設の管理運営は、地方公共団体もしくは、いわゆる外郭団体に限定されてきました。

指定管理者制度の導入により、企業、NPO、ボランティアグループなどの民間団体が公共施設の管理運営ができるようになったのです。

そのねらいは、①住民サービスの向上、②行政コストの縮減を図るためとなっています。民間の持っている専門性やノウハウ、ネットワークなどを使って、施設の目的に合った質の高いサービスが提供されるのが期待されています。

が禁止されるなど規制の強化を図るものです。

残留農薬は、米玄米、りんご、もも、トマト、キャベツ、豚肉、鶏卵、魚など農畜水産物ごとに決められています。農畜水産物から基準を超える農薬等が検出された場合は食品衛生法違反となり、販売が禁止され、回収等の措置がとられます。

詳細については県中保健福祉事務所（☎024817517821）に問い合わせください。

## 農薬の飛散防止に 細心の注意を！

ポジティブリスト制度の導入に伴い、農薬の飛散（ドリフト）や防除器具等の不十分な洗浄などによる、思いもかけない農薬の残留が起きないように、これまでに以上に農薬使用基準の遵守と農薬飛散防止等の対策を徹底しましょう。

詳しくは県中農林事務所田村農業普及所（☎024716213113）へお問い合わせください。

## 事業主の皆さんへ

平成18年度の労働保険の年一度更新をする時期です。

4月初めに福島労働局から送付される申告書と記入要領をよく読んで、

## 5月22日までに

最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きをされますようお願いいたします。

福島労働局総務部労働保険徴収室

☎024153614607